

## 確認の求めに対する回答の内容の公表

### 1. 確認の求めを行った年月日

平成30年8月20日

### 2. 回答を行った年月日

平成30年9月20日

### 3. 新事業活動に係る事業の概要

- ① 照会事業者は、旅行者から委託を受けてアプリを開発。照会事業者は、旅行者からアプリの開発の対価を受領。
- ② 旅行者は、月額定額でアプリを会員に提供。月額定額の課金の開始及び終了はアプリの操作で行う。
- ③ 旅行者は、自社で企画するバスツアーに空席が出た場合、アプリで月額定額の課金をしている会員に限定して同内容で代金がゼロ円のバスツアーの募集を行う。募集に際して、アプリ上で、バスツアーの内容や支払うべき対価等（旅行者等が旅行者と締結する契約等に関する規則第3条第1号及び第13条第旅行業法第12条の4及び第12条の7に定められた事項）を表示する。
- ④ 旅行に参加したい会員は、アプリ上でバスツアーに申し込む。募集人員に達した場合は申込みを締切る。
- ⑤ 申込みによりバスツアーの契約が成立したときは、旅行者は会員が登録したメールアドレスに、バスツアーの内容や支払うべき対価等（旅行者等が旅行者と締結する契約等に関する規則第9条第1号の事項）を通知する。

### 4. 確認の求めの内容

- (1) 上記③に記載のアプリ上での表示が、旅行業法第12条の7に規定する企画旅行に参加する旅行者を募集するため広告をするときの表示に該当し、問題ないと考えてよいか。
- (2) 上記③に記載のアプリ上での表示が、旅行業法第12条の4第1項に規定する契約を締結しようとする際の取引条件の説明に該当し、問題ないと考えてよいか。

(3) 上記⑤に記載のメールでのバスツアーの内容や支払うべき対価等の通知が、旅行業法第12条の5第1項の書面に代えて同条第2項に基づき旅行者に通知する事項の通知に該当し、問題ないと考えてよいか。

## 5. 確認の求めに対する回答の内容

### (1) について

記載の事業においては、実際のバスツアーの募集の際に、旅行業法（以下「法」という。）第12条の7に基づく、旅行者等が旅行者と締結する契約等に関する規則（以下「契約規則」という。）第13条に定められた事項をアプリ上で表示することとしていることから、契約規則第12条に定められた方法で表示するのであれば、当該表示は法第12条の7に規定する旅行者を募集するため広告するときの表示に該当し、問題ないと考えてよい。

### (2) について

記載の事業においては、実際のバスツアーの契約を締結しようとする際に、法第12条の4第1項に基づく、取引条件の説明事項について、契約規則第3条第1項第1号に定められた事項をアプリ上に表示することとしていることから、当該表示は法第12条の4第1項に規定する契約を締結しようとする際の取引条件の説明に該当し、問題ないと考えてよい。

### (3) について

記載の事業においては、実際のバスツアーの契約が成立したときに、法第12条の5第1項に基づき交付する書面の記載事項について、契約規則第9条第1号に定められた事項をメールで通知することとしていることから、法第12条の5第2項の規定に基づき、契約規則第10条に定められた方法を利用するのであれば、当該通知は法第12条の5第1項の書面に代えて同条第2項に基づき旅行者に通知する事項の通知に該当し、問題ないと考えてよい。